

20五情答申第1号

平成20年11月26日

五島市長 中尾 郁子 様

五島市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 石 薫



五島市個人情報保護条例第39条第1項
の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年7月31日付け、20五総第1197号で諮問のありました「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の部分開示決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。



答 申

1 審査会の結論

五島市長（以下「実施機関」という。）が不開示とした、平成19年7月18日及び同年7月23日付けで行政書士より提出のあった「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）の「依頼者名」欄及び「使用目的」欄は、五島市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第16条の規定により、異議申立人（以下「申立人」という。）に開示すべきである。

なお、開示に当たっては、実施機関が行った一連の事務の過程において、行政書士による依頼者名欄及び使用目的欄の虚偽記載が明らかになり、戸籍の不正取得の疑いが強まったことから、行政書士から実施機関へ提出のあった本来の依頼者名及び本来の使用目的が記載された情報提供書（以下「情報提供書」という。）を開示すれば足りる。その際、本来の依頼者名は、個人情報保護条例第16条による開示をすべきであるが、本来の使用目的欄に記載された第三者の氏は、不開示とすることが適当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定による諮問に対する審査の経緯

ア 平成20年5月12日付けで、申立人より実施機関に対し、五島市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第6条第1項による公文書開示請求が行われた。

イ 同年5月15日付けで、実施機関は、申立人に対し、「情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当する。」として、依頼者名欄及び使用目的欄を不開示とし、公文書の部分開示を決定した。

ウ 同年5月20日付けで、申立人は、「申立人には、誰が自身の戸籍や住民票の写しを取得したか知る権利がある。」と主張し、実施機関に対して異議申立てを行った。

エ 同年6月4日付けで、実施機関は、情報公開条例第17条第1項の規定に

に基づき五島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問を行った。

オ 同年7月3日第1回審査会開催。審査会は、「同年6月4日付け、20五総第682号で行われた諮問の内容は、情報公開条例ではなく、個人情報保護条例の範疇である。」として、実施機関に個人情報保護条例による手続きを求めた。これにより、実施機関は、(2)のアによる手続きを行った。

カ 同年8月4日付けで、申立人は実施機関に対し、公文書部分開示決定に対する異議申立ての取下げを行った。

キ 同年8月4日付けで、実施機関は、情報公開条例第17条第1項による審査会への諮問の取下げを行った。

(2) 個人情報保護条例第39条第1項の規定による諮問に対する審査の経緯

ア 同年7月9日付けで、申立人より実施機関に対し、保有個人情報開示請求が行われた。

イ 同年7月11日付けで、実施機関は、開示請求に係る公文書である職務上請求書の依頼者名欄に記載されている者（以下「依頼者」という。）に対し、個人情報保護条例第21条第1項の規定により、意見書の提出を行うよう通知した。

ウ 同年7月23日付けで、依頼者の代理人である弁護士から実施機関へ、行政書士から提出された職務上請求書は不正使用で、依頼者名欄及び使用目的欄は虚偽記載であるので、開示には反対する旨の意見書が提出された。

エ 同年7月29日付けで、実施機関は、申立人に対し、「個人情報保護条例第14条第2号に規定する開示請求者以外の個人情報に該当する。」として、依頼者名欄及び使用目的欄を不開示とし、保有個人情報の部分開示を決定した。

オ 同年7月30日付けで、申立人は、「申立人には、誰が自身の戸籍や住民票の写しを取得したか知る権利がある。」と主張し、実施機関に対して異議申立てを行った。

カ 同年7月31日付けで、実施機関は、個人情報保護条例第39条第1項の規定に基づき審査会への諮問を行った。

- キ 同年8月4日第2回審査会開催。同日付で、申立人は、審査会に口頭による意見陳述を行った。
- ク 同年8月8日付けで、実施機関は、依頼者に対し、個人情報保護条例第24条に基づく保有個人情報の訂正を行うことができる旨を通知した。
- ケ 同年8月18日付けで、依頼者から実施機関に対し、個人情報保護条例第25条による保有個人情報訂正請求書が提出された。
- コ 同年8月27日付けで、実施機関は、行政書士に対し、本来の依頼者名及び本来の使用目的を情報提供するよう依頼した。
- サ 同年8月29日第3回審査会開催。
- シ 同年9月2日付けで、行政書士から実施機関へ、本来の依頼者名及び本来の使用目的の情報提供があった。
- ス 同年10月8日第4回審査会開催。
- セ 同年10月14日付けで、実施機関は、依頼者からの保有個人情報訂正請求に基づき、個人情報の訂正を行い、職務上請求書上の依頼者名及び使用目的を削除し、職務上請求書上の依頼者名欄に記載されている者を、行政書士から情報提供のあった個人名（以下「本来の依頼者」という。）に訂正し、使用目的も情報提供のあった本来の使用目的（以下「本来の使用目的」という。）に訂正した。
- ソ 同年10月14日付けで、実施機関は、本来の依頼者に対し、個人情報保護条例第21条第2項第2号の規定により、意見書の提出を行うよう通知した。
- タ 実施機関は、同年10月23日を意見書提出の締切日としていたが、本来の依頼者から意見書の提出が行われなかったため、意見がないものとして取り扱った。
- チ 同年11月26日付けで、審査会は、答申を行った。

3 審査会の判断

(1) 職務上請求書とその記載事項は、申立人本人の自己情報であるか

職務上請求書には、戸籍筆頭者としての申立人の本籍、住所、氏名等が記載されているので、申立人の自己情報に当たると認められる。

- (2) 「依頼者名」欄及び「使用目的」欄は、個人情報保護条例第14条第2号に規定される不開示情報に該当するか

職務上請求書上の依頼者名欄及び使用目的欄は、申立人以外の第三者の個人情報であるため、個人情報保護条例第14条第2号に規定する不開示情報に該当する。また、同条同号中のただし書のいずれにも該当しない。

- (3) 不開示とした「依頼者名」欄及び「使用目的」欄は、個人情報保護条例第16条の規定による裁量的開示を行うべきか

個人情報保護の目的は、個人の権利利益を保護することであり、そのために個人情報保護条例では、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等の権利を定めている。個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない(注1 自己情報コントロール権)という観点から思料すると、開示請求者(本件においては、申立人がこれに当たる。)と当該公文書に記載された開示請求者以外の個人(本件においては、依頼者がこれに当たる。)は、両者ともに、この自己情報コントロール権を有している。このことから、個人の権利利益を保護するという意味において、この両者の立場は対等であると言える。

個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されないために、個人情報保護条例第14条第2号において、開示請求者以外の個人に関する情報は、不開示情報であると規定されている。ここに言う開示請求者以外の個人に関する情報とは、公文書に記載されている開示請求者以外の第三者の個人情報全般を意味する。具体的には、氏名、住所、性別、電話番号、本籍・国籍はもとより、心身、家庭状況、社会生活、資産、収入、思想・信条・信教等の個人の内面に関する情報等、個人に関するすべての情報をいう。したがって、一般に公文書に記載されたこれらの情報は、個人情報保護条例第14条第2号の規定により不開示情報として認められるのである。

しかしながら、今回のケースにおける当該公文書は、戸籍及び住民票の請求を行った職務上請求書である。戸籍というのは、本籍、氏名などに加え、非嫡出子や離婚歴など、個人のプライバシーにとって非常に重大な情報が記載されており、また、住民票には氏名、生年月日、本籍、現住所などが記載されてい

て、個人情報保護の事務を行うに当たって、とりわけ慎重な取扱いを必要とする。

この個人のプライバシーにとって非常に重大な情報である戸籍や住民票という観点から思料すると、申立人の権利利益を優先させるべきである。なぜなら、何者かが他人の戸籍や住民票を不正取得し、本人の預かり知らぬところで、個人にとって重大な情報を不正利用するという可能性を想定すると、誰が何の為に自身の戸籍や住民票を取得したかを知りえないということは、個人の権利利益を著しく侵害するおそれがあるからである。

さらに、戸籍は、請求事由を明らかにし、その目的が正当であれば何人でも交付請求をすることが可能であるが、不当な目的であれば、請求を拒むことができる（注2 戸籍法第10条第1項、第2項及び第3項）。戸籍法の逐条解説によれば、「ここにいう『不当な目的』とは、他人の戸籍の記載内容を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載内容を興味本位で覗き見たり、暴露したりなどしようとすることである（加藤令造著、『全訂戸籍法逐条解説』、日本加除出版株式会社、1985年、78ページ）」とされている。このことから、正当な目的による戸籍の請求は、戸籍の請求者と被請求者との間には、社会通念上相当と認められる何らかの関係があり、双方がお互いを知っている、または知りうるべき間柄にある可能性が高いため、開示を実施しても依頼者の権利利益を侵害するおそれは低いと思料される。

また、住民票についても、不当な目的によることが明らかなときは、交付を拒むことができるとされているため、戸籍の請求と同様のことが言える（注3 住民基本台帳法第12条第5項 ここに言う「不当な目的」とは、上述した戸籍法に言う「不当な目的」と同義である（自治省行政局振興課編著、『新訂住民基本台帳法逐条解説』、日本加除出版株式会社、1991年、103、116ページ）。

実際、今回のケースでは、実施機関が行った一連の事務の過程において、行政書士による依頼者名欄及び使用目的欄の虚偽記載が明らかになり、戸籍及び住民票の不正取得の疑いが強まった。こうした事由によるプライバシーの侵害につながるような事態を招かないためにも、やはり誰が何のために自身の戸籍

や住民票を取得したのかを知ることは、非常に重要なことである。

以上のことから、通常は申立人と依頼者の関係は対等としながらも、戸籍や住民票という個人のプライバシーにとって重大な情報であることを思料するとなお、申立人の権利利益を優先させるべきである。

よって、個人情報保護条例第16条による裁量的開示をすべきであると判断する。

(4) 開示の対象

実施機関が行った一連の事務の過程において、行政書士による職務上請求書上の依頼者名欄及び使用目的欄が虚偽記載であることが明らかになり、戸籍の不正取得の疑いが強まった。このことから、依頼者は実施機関に対し、虚偽記載された自身の保有個人情報の訂正請求を行った。

この訂正請求に基づき、実施機関が行政書士に確認を行ったところ、行政書士から実施機関へ、本来の依頼者名及び本来の使用目的の情報提供があり、実施機関は事実確認を行った上で、これにより依頼者の個人情報の訂正を行った。

このため、今回の申立人への開示に当たっては、情報提供書を開示すれば足りると判断する。

情報提供書の使用目的欄には、本来の依頼者名及び行政書士の氏名以外の第三者の氏が記載されている。この本来の依頼者名及び本来の使用目的欄に記載された第三者の氏は、個人情報保護条例第14条第2号に規定する不開示情報である。

しかしながら、本来の依頼者名については、(3)で述べたとおり、申立人の権利利益を保護するため開示することが特に必要であると認められるため、個人情報保護条例第16条による開示をすべきであると判断する。

一方、本来の使用目的欄に記載された氏は、個人情報保護条例第16条に規定されている申立人の権利利益を保護するために開示することが特に必要であるとは認められないことから、不開示とすることが適当であると判断する。

(5) 結論

以上により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

注1 自己情報コントロール権

「自己の私的事柄に関する情報の取扱いについて自ら決定する利益（最高裁判所平成19（オ）403号同20年3月6日第1小法廷判決）

注2 戸籍法（ただし、職務上請求書が提出された平成19年7月23日現在）

第10条 何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。

2 前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。

3 市町村長は、第1項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

4 第1項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、同項の謄本、抄本又は証明書の送付を求めることができる。

注3 住民基本台帳法（ただし、職務上請求書が提出された平成19年7月23日現在）

第12条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調整している市町村にあっては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であって当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しで第7条第13号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第1号から第12号まで及び第14号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

3 前2項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

- 4 市町村長は、特別の請求がない限り、第1項の住民票の写しの交付の請求があったときは、第7条第4号、第5号及び第9号から第14号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを、第2項の住民票の写しの交付の請求があったときは同条第4号、第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。
- 5 市町村長は、第1項又は第2項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。
- 6 第1項又は第2項の請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。